

社会福祉法人嶽陽会
役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人嶽陽会（以下「当法人」という。）定款第 8 条及び第 23 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及びその支給基準について定めるものとする。

(役員等報酬)

第 2 条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が、別表のとおり法人業務を行う場合には、費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員である理事が、勤務日の勤務時間内に当該事務所で別表の法人業務に出席する場合は、費用弁償は行わない。

- 2 交通費の実費が上記の費用弁償額を超える場合は、当法人の「役職員等旅費支給規程」に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(公表)

第 4 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項に定める報酬等の支給の基準として、インターネットにより公表する。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

付則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表

法人業務：理事会、監事会及び評議員会並びにその他各役員等に関する会議及び研修会等に出席した場合の費用弁償	
弘前市内	4,080円
その他の地域	4,080円＋往復距離40kmを差引いた距離に37円を乗じた額